

手続きチェックシート

出生



ご誕生おめでとうございます

なりすましによる不正な届出等を防止し、個人情報を保護するため、窓口に来られた方の「本人確認」を行っています。忘れずに、「本人確認」の書類を、ご持参ください。

お子さまが生まれたら14日以内に届出してください

出生届

本籍が加賀市でマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで出生届を提出できます。

《届出に必要なもの》

- ・医師・助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・母子健康手帳（親子健康手帳）

届出人：生まれた子の父又は母



ご本人と確認できる書類

1点
よいもの



マイナンバーカード



運転免許証



パスポート

障害者手帳
各種免許証など

2点
必要なもの

健康保険の資格確認書、年金手帳、介護保険証、社員証、学生証など

※届出人が代理人の場合、法定代理人としての資格や代理権限が確認できる書面、または任意代理人としての委任状などによる代理権の確認が必要です。但し、使用者の場合は代理権の確認は不要です。※代理人の方が手続きするときも、上記の代理権を確認した上で、代理人として来られた方の本人確認を行います。

関連する手続き

※税・社会保障関係の手続きでマイナンバーの記載が必要な場合は、**マイナンバーカードなど、マイナンバーの分かる書類**が必要です。

出生

出生に関するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

行政サービスセンターで可能な手続きは○が記載されています

| 下記にあてはまりますか？ | 手続き | 必要なもの | 該当 | 受付窓口 | 行政サービスセンター | |
|-----------------------------|---|--|--|--|--|---|
| 住所 お子さまのマイナンバーについて | 出生届と同時にマイナンバーカードの特急発行を申請できます。（申請完了後、1週間程度でマイナンバーカードが送付されます）※特急発行を希望しない場合は、3～4週間程度で個人番号通知書が送付されます。 | ・個人番号カード交付申請書（出生届一体化様式） ・母子手帳 | | 本庁1階／⑥⑦⑧ マイナンバーカード【窓口課】 TEL:0761-76-5540 | ○ | |
| | お子さまの住民票コードについて | 窓口にてお渡しします ※後日郵送の場合あり | | 本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付【窓口課】 | ○ | |
| 子ども 母子健康手帳（親子健康手帳）への出生証明 | 母子健康手帳（親子健康手帳）に「出生届出済」の証明をします。証明の欄には何も記入せずお持ちください。 | ・出生届 ・母子健康手帳（親子健康手帳） | | 本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付【窓口課】 TEL:0761-72-7881 | ○ | |
| | 児童手当を申請する方 | 出生の翌日から起算して15日以内 ※請求者（受給者）となる方が 公務員の方は勤務先で申請 してください ※ お子さまと同じ住所ではない 場合は、別に手続きが必要です | ・マイナンバーカードなど、マイナンバーの分かる書類（請求者・配偶者・請求者と別居している対象児童） ・請求者名義の通帳（キャッシュカード可）の写し（公金受取口座に振込希望の方は不要） | | ○ | |
| | 子ども医療費助成を申請する方 | 子ども医療費助成の申請（後日郵送） | ・生まれたお子さまのマイナ保険証など資格確認のできる書類 ・保護者名義の通帳（キャッシュカード可）の写し | | ○ | |
| | ひとり親家庭等に該当する方 | 児童扶養手当の相談・申請 | ※受付窓口でご相談ください | | 本庁1階 子ども子育てのこと【子育て支援課】 TEL:0761-72-7856 | ○ |
| | | ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請 | ※受付窓口でご相談ください | | | |
| | 出産祝金を申請する方 | 出産祝金の申請 ※加賀市では次代を担う子どもの誕生を祝福し健やかな成長を願い祝金を交付します 第3子以降のお子さま 200,000円 | ・父母いずれかの通帳の写し | | ○ | |
| | プレミアム・パスポートについて | プレミアム・パスポートの申請 | ・世帯全員の住民票 | | 本庁1階 子ども子育てのこと【子育て支援課】 TEL:0761-72-7856 子育てにやさしい企業推進協議会 TEL:076-255-1502 | |
| | 子育て応援ギフト（妊婦支援給付金）未申請の方 | 子育て応援ギフトの申請 生まれたお子さま1人あたり50,000円を給付します。 令和7年度以降は妊娠32週以降申請可能となります。 | ・母子健康手帳（親子健康手帳） ・妊産婦の口座番号のわかる物（通帳等） ※未申請の方は受付窓口でご相談ください。 | | | |
| | 子育て寄り添いおむつ事業について | 子育て寄り添いおむつ事業の申込 ※生後3か月～12か月のお子さまがいる家庭に、支援員による月一回の相談支援と併せておむつ等の配布を行います | ※出生届出時に申請のご案内をお渡しします ※インターネット申請可 | | かが交流プラザさくら1階 【子育て応援ステーション】 TEL:0761-72-7866 | |
| | 産婦、新生児（未熟児）訪問について | 生まれた赤ちゃん全てのご家庭に訪問します | ※出生届出時に訪問のご案内をお渡しします 担当助産師等から直接、訪問についての連絡があります | | | |
| 出生連絡票について | 出生連絡票の提出 ※産婦・新生児（未熟児）訪問日程調整等のため、ご提出ください | 【提出方法】 ①出生連絡票に記入する ②右記のLogoフォームから入力する | | | | |



| 下記にあてはまりますか？ | 手続き | 必要なもの | 該当 | 受付窓口 | 行政サービスセンター |
|--|--|---|----|---|------------|
| こども 1か月児健康診査について 4か月半児健康診査について 保育所・幼稚園の入所を希望する方 未熟児などで出産された方 | ※乳児一般健康診査受診票(乳①)を利用して、県内の小児科を受診してください | | | | |
| | ※健康診査のご案内は生後1か月頃に郵送される予防接種券の封筒に同封されています。日程のご案内問診票等をご確認ください。 | | | | |
| | 保育所等の入所申込相談 | ※受付窓口でご相談ください | | 本庁1階 子ども子育てのこと 【子育て支援課】 TEL:0761-72-7856 | |
| | 養育医療申請の相談・申請 | ※受付窓口でご相談ください | | | |
| 保険 お子さまが国民健康保険に加入する方 →出産した方が国民健康保険の方 ①出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円(※2)に満たなかった方 ②「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方 →出産した方が国民健康保険以外の方 | 国民健康保険の加入 | | | 本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881 | ○ |
| | 「出産育児一時金」の支給申請 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金が支給されます。 (※妊娠85日以上(12週以上)の出産であれば、死産の場合でも支給されます) | ・生まれたお子さまの母子健康手帳(親子健康手帳) ・領収書明細書 ・直接支払制度合意文書 ・世帯主名義の通帳(キャッシュカード可)の写し ・マイナンバーカードなど、マイナンバーのわかる書類(世帯主) | | 本庁1階／⑨⑩⑪ 国民健康保険のこと 【保険年金課】 TEL:0761-72-7860 | ○ |
| | ※同様の制度があります 手続き方法は、加入している健康保険の担当者に、お問い合わせください | | | 健康保険の加入先で、手続きしてください。 | |
| ※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円 | | | | | |
| その他 市営住宅に入居している方 加賀市指定ごみ袋の減免支給 | 市営住宅の同居手続き ※受付窓口でご相談ください | ・戸籍謄本 ※窓口でご相談ください | | 本庁別館2階 【建築課】 TEL:0761-72-7936 | |
| | ごみ袋有料化減免措置として市指定ごみ袋を支給します 閉庁時に届出の場合、後日郵送でご案内します | | | 本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 〈お問い合わせ〉 本庁別館4階 【環境課】 TEL:0761-72-7885 | ○ |



加賀市

| | |
|----------------------------------|--|
| 加賀市役所 (本庁) | 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地 〈市役所代表電話〉0761-72-1111 〈開庁時間〉8時30分から17時15分 ※土日祝日、年末年始はお休み |
| 加賀市行政サービスセンター (かも丸ステーション) | 〒922-0423 石川県加賀市作見町ル25番地1 アビオシティ加賀内1階 〈電話番号〉0761-76-7088 〈開所時間〉月・火・木・金 9時30分～19時 土・日・祝日 9時30分～18時 注1) 水曜日(祝日の場合も含む)、年末年始、アビオシティ加賀休館日はお休み 注2) 戸籍届出は平日17時15分まで(土・日・祝日は届出ができません) 注3) 平日17時15分以降、土・日・祝日の戸籍届出は本庁の時間外窓口で提出できます(その場合、住所変更等の手続きは後日になります) |